

經濟論叢

第七十六卷 第二號

マルクス＝エンゲルスの

ブルジョア革命理論……………堀 江 英 一…(1)

現代フランス労働政策史の一劃期……………向 井 喜 典…(21)

封建的所有と經濟外的強制を

めぐる理論的諸問題……………福 富 正 實…(44)

ペーカ・フィグーロフ

「ヨーロッパ人民民主主義諸國における

人民民主主義制度の發展の二つの段階

について」……………金 鍾 碩…(61)

[昭和三十年八月]

京 都 大 學 經 濟 學 會

現代フランス勞働政策史の一劃期

——人民戰線政府のもとにおける強制仲裁制度の成立——

向 井 喜 典

序 説

「平和と自由とペンのための人民戰線」運動 (Front Populaire) を基盤に成立した一九三六年のブルム内閣の勞働政策は、フランスにおいてはまことに劃期的なものであり、三〇年代はじめからの經濟危機とファシズムの脅威に抗して統一と團結を強化して來た此國の勞働組合運動の發展に大きく貢獻するものであつた。それはなによりも、同内閣成立後三週間を出ずして次々と制定された週四十時間勞働制、年二週間有給休暇制、團體協約制度改革などに關する一連の勞働保護および團結保障立法の實施によつて特徴づけられる。これが勞働者階級の主導により此内閣の政策の最高規範たるべく義務づけられた「人民戰線綱領」に基くものであつたことはいふまでもない。

* 文獻リスト(本稿末尾)の番號を示す。なお、ページ數は、算用數字は洋書、漢字は邦譯のそれを示す。以下同じ。

だが、此國の勞働者階級をして「フランス勞働運動史上最大の勝利」(CGT書記長L・シネオー)と謳歌させたブルム内閣勞働政策の一環として、前記諸立法とは全く性格を異にする一つの、しかも劃目すべき政策が實施された

ことを知らねばならない。資本主義の一般的危機の段階における勞資關係の「強制的和解」策、したがつて團結保障立法の危機的轉落形態の典型的表現といわれる強制仲裁制度の成立が、同年十二月三一日法 (Loi du 31 décembre 1936 sur les procédures de conciliation et d'arbitrage dans les conflits collectifs du travail) によつて規定されたことそれである。「人民戦線綱領」はもともと此制度の成立を予期していなかった。これが國家權力による最も直接的 (拘束的) な労働爭議調整 (爭議行為に對する國家權力の支配介入) 政策を意味する限り、「サンジカリスムは資本の沒收によつてのみ實現しうる完全なる解放を準備し、その實行方法としてゼネストを稱揚するものである」との、此國の労働者階級の傳統的規範意識と眞向から對立するのは當然であつた。じじつ彼等の闘いは、一九〇〇年のワルデック・ルソー法案以來幾度かの強制仲裁實施の企圖を悉く挫折させつづけて來た。彼らの全國的中央組織たるフランス労働總同盟 C G T (Confédération Générale du Travail) は、既に一九〇六年第九回大會決議において、強制仲裁制度とは「労働組合運動の發展を阻止し、労働者の罷業權を剝奪する」武器だと宣言していた (M. p. 76)。この規定はその後も一貫し、さらに一九二二年以後 C G T と袂を分つた共產主義系労働者統一労働總同盟 C G T U (Confédération Générale du Travail Unitaire) の如きは、強制調停の實施をさえ不當な國家干渉であると極度に反對しつづけて來た (XII. p. 184 etc)。然るに一九三六年、フランスにおける強制仲裁制度の成立は、他ならない彼等労働者階級の壓倒的支持を背景としたブルム人民戦線内閣によつて實現されたのである。しかもこれが、後に述べる如く、労働者階級とくに舊 C G T U 系 (C G T U は、一九三六年早春、C G T と完全に合同し解散されていた。第一節參照) の左翼指導者の主導による實踐的、要請を契機 (XIII. p. 11) として、實現されたものなることを知るべき、人は事態の複雑且つ逆説的な性格に當惑せざるをえないであらう。それは、一面においては從來の傳統的權利感情を放擲

しての労働者階級の「反労働者の立法」の要求であり、他面においては政策規範に背反しての政策形成といふことである。

* 強制仲裁制度は、資本主義の一般的危機段階における労働争議調整策として、社会平和と産業平和の強制的確保を目的として成立する。なほ、強制仲裁制の本質については、野村平爾教授「強制仲裁制の再検討」（労働問題研究第四〇號）参照。

* フランス労働総同盟（CGT）の「アミアン憲章」（Chart d'Amiens）の一節。この憲章は、一九〇六年の大会において採擇されたものであるが、フランス労働組合運動の基本的性格はここに要約されている。

* フランスにおけるサンジカリズムの罷業論の形成過程とその特質については、Lefranc (Georges), *Les Expériences syndicales en France*, 1930. pp. 237-239 参照。ここでは概説の制約上、紹介出来ない。猶、CGT第九回大會のそれと前後して、ジャン・ジョレンスを中心とする若干の組合幹部が、労働者の弱さを理由に、強大な資本家に對抗するため國家の援助をうる手段として、強制仲裁制に好意を有するとしてゐるのは、興味深いものである——Jean Jaures, *La Réglementation des Grèves et l'héritage oligarcho-socialiste* (Revue Socialiste) 1901. pp. 518-518.

かかる逆説的事態は如何にして必然化されたか。一九三六年強制調停仲裁法の規定する政策構造は、ブルム人民戦線政府労働政策の全體系のなかにおいて如何なる意味をもつか。

本稿は、この問題を、かかる政策形成——立法要求のための政治的決断がおかれた問題状況の歴史的社會構造と、政府および労働組合指導者の直面した實踐的課題とそれへの適應態度との具體的追跡を通じて、明らかにしようとするものである。問題の性格を明らかにするため、人民戦線運動における労働者階級の役割、その指導と同盟の關係に若干力點をおいた。だが制定された新しい強制仲裁法の構造とその運営については、問題點を示すにとどめた。

一、人民戦線運動の發展と労働争議

フランスの人民戦線運動は、一九三二年に此國に波及した世界經濟恐慌を契機に擡頭したファシズムの脅威に抗して、共和制の民主主義的支配秩序の擁護と平和・自由・パンの確保とのために、一九三四年から三八年にかけて、とくに共産黨の懸念な指導のもとに展開した。それは労働者階級の統一と労働者階級と中間層の同盟とを基軸とするなかでも、「確實にファシズムを敗北させるためには〔労働者階級の間の〕同盟を擴大し、中間層に擴大しなければならぬ」(Trotsky)との共産黨の提唱に應えて、一九三六年三月、共産系のCGTUが労働者階級の統一強化のためにCGTとの完全な合同を實現したとき、此運動は前途に輝やかしい光明を與えられた。「今や新しい朝は明ける。その光は闇を追いはいらいつつ輝やいている。この光の中でわれわれは、われわれの解放を遂行するとともに、世界を自由にしよう」(K. p. 8)とのCGT書記長ジュオーの言葉 (Le Peuple, Mar 8, 1936)こそは、再合同CGT百萬の組織労働者の希望と確信を示すものであろう。労働者階級の統一が、そして労働者階級と中間層との同盟が新しい段階に發展したのである。それは、社會・共産兩黨を中心とする人民戦線派諸政黨の結束を強化した。

* 第一次大戦中におけるCGTの改良主義化に反対した人たちによつて一九二二年にCGTUつくらる。分裂當時はCGT五五萬、CGTU五〇萬といはれていた (VII, p. 109) が、一九三五年にCGT七五萬五千、CGTU二三萬。一九三六年における再合同によつてCGTは百萬の組織労働者を有するに至つた。(K. p. 24—25)

昇揚する労働者階級の意氣と確信は、此年四月末の下院選舉における社共兩黨の壓倒的勝利、右翼の「國民戦線」連合に對する「人民戦線」連合の完全な凌駕として、運動の成果が確認されたとき、覆いがたきにまで達した。新しい政府は當然、第一黨たる社會黨を首班とし、人民連合の選舉綱領且つ行動綱領たる「人民戦線綱領」を最高政策規範とするものでなければならぬ。それは労働者階級に新しい社會秩序の指導者としての地位を保障するで

あろう。だが今世紀初頭以來約三〇年に互る急進社會黨の政治機構支配の下において、屢々、左翼的言辭を以てする選舉綱領・選舉活動から（中央・右派と「多數派」を結んでの）資本擁護的議會活動への「退潮運動」による幻滅の苦杯をなめさせられ續けて來た労働者大衆は、新しく成立すべき政府に對しても何故か一抹の危懼の念を否みえなかつた（V. p. 116）。再びあの思はしい退潮運動を繰返させないためには、選舉の勝利による有利な政治的條件を利用して、經濟恐慌とデフレーション政策とにより、失業・賃金統制等を通じて強制されて來た從來の「貧困と無權利の状態」を打破する保障とし、これを「既成事實」として新しく成立すべき政府に強要することを必要とした。「いたるところに共通の要求が組織され出した。賃金の調整と引上げ、労働組合の權利、職場委員制、團體協約、週四時間労働制、有給休暇というふうだ。」（T. 116）これらの要求は廣汎な大衆的統一行動に昂められ、選舉から二〇日を経た五月下旬以降、フランス労働運動史空前の大罷業へと發展した。しかもこれが、從來ともすれば労働爭議を、「經濟的自由」「所有權」の侵害と嫌惡していた都市・農村の中間層の可成りな支持のもとに展開されたこと^{*}は、注目されねばならない。それだけに、「人民戰線綱領」の即時實施が全國民的要求となつていたのである。

* 一九三二年に始まる農産物價格の下落によつて没落の運命に見舞はれていた中小農民大企業家の「生産費引下げ」の強行によつて市場活動を不可能とされていた中小商工業者などは、經濟的困窮からの活路を求めて労働者に大きな期待をよせていた。（吉田啓一教授「近代フランス社會運動史」三〇四—三〇五頁）

「印象的な規律と秩序をたもつて發展する」（T. 116）罷業の波は、六月初旬には全國ほとんどすべての産業部門の労働者約一八〇數萬——全賃金労働者の四分の一強を動員し「因みに、從來最高の罷業者数は、一九二〇年の年間計一、三二六、五五九名であつた。」工場占據（Grève avec occupation d'usine）「坐込マスト」なる新しい爭議戦術の採用・一

般化とともに、使用者に數々の經濟的讓歩を余儀なくさせた。未曾有の社會政勢の動向に資本家階級が震撼され怖しはじめたのである (W. P. 83)。激化する労働争議は更に、かかる社會的不安のなかで第三共和制百一代目の内閣(社會黨)急進社會黨の連立、共產黨およびCGTは閣外協力)を組織した社會黨首ブルムを行動へと驅り立てた。人民戦線綱領に基く社會—經濟改革の即時實施である。だが「人民戦線」が共和制の自由と秩序の擁護者を以て任ずるものである限り、社會平和の恢復—労働争議の有効な收拾こそが改革の前提とされねばならないであろう。ブルムはそのため、勞資雙方に對する斡旋の勞を積極化し組閣後三日目の六月七日、遂に獨占資本の最高本部たる「フランス

第一表、1936年11月～12月のフランスの罷業*

月	罷業件數	罷業參加者數	工場占據
	件	名	件
1	50	8,739
2	39	9,142
3	38	12,127
4	32	12,784
5	65	13,784
6	12,142	1,830,938	8,941
7	1,751	181,471	639
8	542	56,861	199
9	789	135,151	391
10	974	66,814	128
11	363	51,501	133
12	302	43,589	79
合計	17,087	2,422,844	10,510

生産總同盟」(C. G. P. F.—Confédération Générale de la Production Française) と労働者階級の全國的中央組織たるCGTとの夫々代表者をマチニョンの首相官邸(Hôtel de Matignon)に召集して、自らの半ば強制的な調停のもとに争議收拾の基本的條件に關する協議を行はせた。CGPF代表は政府調停に必ずしも易々諾々と従つたのではなかつたが、政府およびCGTの懸命の努力の結果、同會議は此夜深更遂に、彼等の大幅な經濟的讓歩を獲得し翌八日「マチニョン協定」(L'accord Matignon)として調印された。同協定の主要内容は

賃金七乃至一五%増加、週四十時間労働制實施、労働協約の即時締結、職場委員制の容認、罷業労働者に對する差別待遇の禁止などに要約される。労働者側の要求の殆どすべてが承認されたのである (W. P. 146)。これらの條項は更

にその後二週間足らずのうちに、週四十時間制、年十四日有給休暇制、労働協約制度改革などに關する劃期的な社會政策的諸立法として法制化された。危機に瀕していた此國の労働政策の全脈管に今や清新な回生の血汐が充滿しはじめたのである。それはまことに、「フランス労働運動史上最大の勝利」^{***}を意味するものであつた。

* Bulletin du Ministère du Travail, 各號より。

** マチニョン會議においてCGTF代表は、CGTおよび政府の要求に必ずしも易々諸々と従つたのではなかつた。なかでもCGTが各産業における低賃金の實例をあげて一〇乃至一五%の賃上を要求したときは彼らは「企業の支拂能力」論をもち出して拒否し、一時、會議は決裂の氣をみせた。だが、ブルムの半ば強制的な裁定案によつて調停が成立した。この意味ではマチニョン協定は形式的には自由に締結されたもの如く見えるが、實質上は政府の手になる仲裁裁定であつたといわれて可い。(XIV, p. 1) 後に資本家階級が「マチニョンの復讐」に狂奔するのは、これに基因してゐる(第二節參照)。

*** C. G. T. 書記長ジネオーの言葉——V. L. Lorrain, The French Labor Movement, 1954, p. 74 の引用による。

ところで、前記労働諸立法のうち特に「集團的労働紛争」(Conflit Collectif du Travail)の調整との關連で「管を要するのは、六月二四日の労働協約法についてである。同法は、協約の一般的拘束力を認めたことその他によつて此國の労働協約制度を社會法規範の上に基礎づけた劃期とされるものであるが、協約の締結・更新をめぐる紛争處理手續に關しても政府ははじめ極めて大膽かつ劃期的な構想を用意していた。政府原案によれば、協約不成立の場合には労働大臣が協約内容に關する仲裁裁定の履行を當事者に強制しうる旨規定されていた。これが労働者階級の傳統的權利感情と相容れなかつたことはいふまでもない。それゆゑCGTおよび共產黨議員團の頑強な反對によつて、同條項は「協約不成立の場合當事者は調停者として労働大臣に提訴しうる」との任意調停規定に改正された(J. O. Jun. 24, 1936)。だがこれが、マチニョン協定の成立にも拘らず、同協定を「實質的には強制的な政府仲裁」であり

(XIV p. 1)「階級の敵に對する卑屈な屈從」であつたとする資本家階級の「復讐」(XV p. 34)のため、容易に解決されない罷業運動に對する中間層の支持と同情が消失しはじめ、人民戦線の統一維持のためにCGTも共産黨も、争議の早期收拾に懸命になつて^{***}いた時においてであることを知らねばならない。如何に罷業の終結が急がれていたにもせよ、その爲に強制仲裁手續を利用——強制仲裁制度の成立を許してはならなかつたのである。この時誰か、六ヶ月後の同年末に主として労働者階級の實踐的要請に基いて強制仲裁法が制定されることを予想しえたらうか。

* 恒藤武二氏「フランスにおける労働協約法の發展に關する一考察」(同志社法學第一一號)参照。

** CGT機關紙「人民」は「強制仲裁は勞資兩團體から責任を奪うことによつて團體協約の性格を變化させる」云云との反對聲明を掲げ(Le Peuple, Jan. 21)、共産黨機關紙「ユーマニテ」は、「モンムッソー氏、クロアザー氏、強制仲裁法案の修正に成功し」とのトップ記事を掲げて同黨議員團の功績を稱えている(Le Humanité, Jan. 28)。これは労働者階級が如何に強制仲裁制度を敵視していたかを示すものである。

*** 六月下旬を境に労働争議が減退したことの理由としては、六月二〇日以来の數々の社會政策諸立法の成立もさることながら、この頃から積極化したCGTおよび共産黨の争議收拾への努力があげられねばならない。實にトレーズの「全てが可能ではない」「主要な要求が満たされるや否や如何にストライキを中止すべきか」を知るべきである(Le Humanité, Jun 14, etc.)との訴えこそ争議終結への最も力強い推進力であつたといはれてゐる。(IX, p. 36)

ところでさしもの大争議も、「人民戦線の統一にひびがはいる危険を冒してはならない」との労働者階級の政治的睿智」(IX p. 65)によつて、六月下旬以降急速に平靜に復しはじめた。だが、政府の相續ぐ罷業收拾策の推進とともに痛感され出していた労働争議調整機構合理化(新しい調整手續と調査機關の設置)の必要性は、それによつても否定されるものではなかつた。「社會的平和の更に急速な回復が望まれていたからである。ここにおいてブルムは、七月三日労働省令によつて、勞資兩地方組織(CG Tの縣支部と縣商工會議所との双方)選出の同數委員から成り縣知事

が統轄する「縣調停委員會」(Comission mixte departementale de Conciliation)を國內全縣に設置し、當事者の申請または自己の職權に基いて爭議調停に當らせることにした。因みに、同委員會が當事者を拘束する如何なる決定をなすことをも禁じられていたことは、勞資双方の勞働爭議調整制度に對する傳統的態度を反映したものと見えよう。勞働者階級はいふまでもなく、資本家階級もまた今世紀初頭以來一貫して強制仲裁制度に對する極度の嫌惡を示し續けて來ていた。^{*} それゆゑ新しく成立した勞働爭議調停委員會が勞資双方によつて有効に運營されたならば、此年末における強制仲裁制度の成立は不必要であつたのではなからうか。

* 資本家階級の勞働爭議調整制度に對する反對は、勞働組合や團體交渉に對するよりも強かつたといはれてゐる。(IX p. 12, 26) 例えば一九二〇年の強制調停法案(多分にピロ・カピタルなものであつた)に對する反對はこれを實證する(XII p. 184)

二、資本家階級の反撃と人民戰線の矛盾

——強制仲裁制度成立の必然性——

さて六月の勝利は勞働者の生活條件を著しく改善した。だが彼等の「要求のすべてが満たされたのではなかつた。」(IV, p. 115) 「マチニョンの復讐」の機を狙ふ資本家階級の反撃によつて、それらは必ずしも所期の効果を收めえなかつたからである。社會政策的諸立法の適用實施に抗する資本家階級の産業負擔轉嫁策によつて、勞働者階級的生活と權利が再び「ふりだしに引戻され」はじめたからである。

勞働者の相對的絶對的な窮乏を深めたものは、なによりも此年六月末以來の急激な物價騰貴であつた。政府の經濟政策は從來のデフレーション政策を否定し、數々の社會政策立法を制定實施して賃金を大幅に引上げ、賃金―物

第二表、フランスの生計費指数（一九三五—三六年）*

	十一月	七月・八	九一・一	四七八	五四〇
	八月	—	—	四六九	五〇四
	五月	七八・七	八〇・三	四九〇	四九七
	二月	—	—	四九四	四八六
全 國 (一〇〇)	一九三五年	一九三六年	一九三五年	一九三六年	
パリー (一〇〇)	一九三〇年	一九一四年			

ての通貨の膨脹を、急激なインフレーションの誘因たらしめたからである。獨占資本の人民戦線對抗策の一環としての巨額金フランの海外逃避による生産資本の不足や相隨ぐ労働争議その他のため、工業生産も依然恢復への兆しを見せず、物價騰貴はこれによつても促進された。これらの事情を反映して生計費指數は、此年五月から一二月の間約一三%の上昇率を示している（第二表）。これが實質賃金の著しい低下を導いたことはいふまでもない。かくてや「マチニオン協定」による賃金保障とその後の戦果が帳消しにされはじめたのである。

* Bulletin de la Statistique Générale de la France et du Service d'Observation des Prix. 各號より。

** 「生計費は一〇%の騰貴を示している。マチニオン協定は賃金を七乃至一五%引上げたのに。今や我々は振り出しに引戻されたのだ」と或る労働組合指導者はいつてゐる。（Temp., nov. 29, 1936）

しかも資本家階級の反撃は、これにとどまるものではなかつた。個別企業内部においてもまた、マチニオン協定の保障にも拘らず、罷業の責任者は處罰され、労働組合の諸活動は妨害され、單に組合員（CGT）であるといふ

價の安定を基礎に國民購買力を増加させ、生産の恢復を圖り、鞏固な財政的均衡に到達することを標榜していた。だがこれは、資本の經濟活動に對する強力な規制措置によつて裏付けられない限り、余りにも觀念的な理想論でしかないであらう。累積する産業負擔の大衆轉嫁の途を物價引上策に求めた資本家階級は、政府の社會乃至財政—經濟政策（賃金の上昇や、公共土木費の放出、中小企業援助のための低金利政策、工額國防費の支出など）の結果とし

理由でさえ解雇その他の不利益な待遇の對象とされた。その上CGTの勢力を滅殺するために、使用者側は、カトリック教労働組合CFCTC (Confédération Française des Travailleurs Chrétiens) 系の労働者を好遇し、御用組合 (Syndicats jaunes) の積極的育成にさえ努力していた。これらの事情が、労働協約の締結をめぐつて種々の紛争の因をまきちらしたとはいふまでもなかつた。かくて、深刻な窮乏化に抗する労働者の闘いが、これらの紛争を前哨戦として再び全国的に激化しなければならなかつたのは當然であらう。

なかでも、此年八月におけるCGPFの再編成は資本攻勢の決定的劃期を意味するものであつた。マチニョン會議當時の全首脳部を追放した新CGPF (Confédération Générale du Patronat Française) は、「反マチニョン派の鬪將C・J・ジヌーを會長に迎え、その名を以て「使用者よ使用者たれ……産業企業連盟のもとに結集せよ!!」(G. Gignoux, Patrons, soyez des patrons 1987, p. 45)と、全使用者層の覺醒と大同團結を促した。今や「階級の敵」(労働者階級)に對する本格的な宣戰が布告されたのである。使用者團體の間には忽ちにして、「降伏するより死を選ばう」との強い決意が擡頭した。「マチニョンの復讐」のための生命懸けの挑戰である。

* 電気産業組合總裁ベルジェ (Jules Verget) の言葉。——「我々は使用者が企業的主人かどうか——いつまでも使用者が無視されていよいよものかどうかを決めねばならない。我々は降伏よりも死を選ばう」と。(Temps, Oct. 24, 1986)

ところで一方、共産黨やCGT幹部は人民戦線の統一維持のため猶も労働争議の激化を憂慮していたが、六月以來の余勢をかつて若々しい情熱に燃えたぎつていた労働者大衆の多くは、激化する資本攻勢に抗して違法な罷業手段をも敢て辭さない形勢を示していた。この鬱勃たる下部からの盛り上りによつて煽り立てられた労働組合幹部は、緊迫した事態の解決に益々焦慮しはじめた。政府の調停の努力も、一、三の重要な罷業 (例えば、パリーのホテル・

レストラン業、パリーの建設産業、リヨンの金屬産業等)の收拾には成功した。だが生命懸けの決戦を挑む資本家階級は、罷業とくに工場占據が行はれては限り一切の交渉には應じられない、しかも「政府閣僚は公平な調停者たりえない」(右翼代議士 Xavier Valat の言葉 *Temps*, Sept. 22, 1936)として、眞正面からこれに對決しはじめた。使用者側のかかる態度は労働争議の様相を益々深刻ならしめずにはおかないであらう。

* CGTは、春以來この時までには組織人員を一〇〇萬から四〇〇萬へと四倍加させ、しかも新しい組合員の多くは、争議の經驗の淺いものであつた。このことによつて秋の賃金闘争は尖鋭さを加えられた。(F. Jourhary, *Le Peuple*, 26. sept. 1936)

その上、労働者階級にとつて致命的であつたのは人民戦線の内部矛盾の擡頭である。ライン河をこえて刻々迫り來るファシズムの脅威とこれに呼應する「反體制的集團」(右翼的乃至ファシシヨ的團體)の蠢動^{*}はフランス人の愛國的感情を刺激し、社會平和の維持を希求する都市・農村の中間層の間には、工場占據を「所有權侵害」と看做し共產黨がこれを煽動しているとの批難の聲が昂まりはじめた。それは、急進社會黨の主導のもとに政府が表明した對スペイン問題「不干涉政策」——フランスの國家的利益を裏切つた對英迫隨的外交政策であり、獨伊ファシズムのスペイン侵入、したがつて彼等の對佛包圍政策を「中立」といふ名で恕和したものに他ならなかつた——^{**}をめぐる急進社會黨と共產黨——CGTとの對立とともに、フランス人民戦線の統一の紐帶を著しく弛緩させるものであつた。だが共通の敵——「フランスの政治と經濟を牛耳る二百家族」(「フランス獨占資本」とファシズムの脅威とが扉をたたいている時、労働者階級と中間層との間の徒らな内部對立によつて、大衆の結束にひびを入れる危険を冒してはならなかつた。殊に社會の歴史的部分が中間層から構成されている「小生産者の共和國」(H. P. B.)フランスにおいては、戦線統一の鍵はまことに中間層の向背にかかつていた。如何なる犠牲を拂つても労働者階級の獨走とその孤

立化を防がなければならぬ。しかも資本の反撃に抗する労働者の下部からの盛り上りにも拘らず、多くの労働組合においては、相踵ぐ罷業のため争議資金さえ底をつきはじめていたのである。

* 反體的集團（フアッシュョ團體）は、既に此年八月の「リーグ解散令」によつて解散させられたが、彼等は同盟から政黨へと形をかえて現われはじめていた。（木下平治教授「フランス・フアシスト團體解散問題——國家學會雜誌第五〇卷一、二號」）

* 人民戦線の外交綱領にはこうあつた。「侵略者の定義にしたがつて侵略のばあいの制裁條項を自動的かつ連帶的に適用し、集團安全保障のため國際連盟のわく内で國際的に協力すること……」。然るに、ブルムは獨伊兩國によるスペイン侵入（スペイン人民戦線政府の危機を見ぬふりをしたのである。しかも、スペインにフアッシュョ政權成立せんか、それは、フランスにとつて完全にドイツとスペインとからの腹背に敵を受けることを意味した）。

かかる二重三重の困難の累積は争議の早期收拾に腐心するCGT幹部に大膽な政治的決断を促さずにはおかなかつた。「強制調停・任意仲裁」のための強力な労働争議調整機構の創設に關する九月十八日のCGT提案（對政府）によつてそれは示される。過ぐる六月の労働協約法案審議の際には強制仲裁手續の實施を徹底的に阻止した彼等が、今や自ら、可成り強制的な調停仲裁制度要請の發起人となつたのである。これは、使用者側の執拗な挑戦に抗して、政府調停を彼等に強制的に受諾させることによつて、争議の激發を未然に防止しようとしたCGT幹部の焦慮を示すものに他ならぬであらう。

* CGT提案は、縣、産業、全國の三段階から成る強制調停・任意仲裁手續實施機關——勞資各級組織選出の同数の委員から構成され、夫々の段階の議長は政府委員がつとめる——の創設を骨子としたものである。同提案は直ちに、九月一三日から開かれていた第二次マチエオン會議（CGTとCGFとの調停協議會）に提出された。

だがかかる憂慮と努力にも拘らず、労働者階級の窮乏とこれに基因する賃金闘争の激化は益々尖鋭化の一途を辿つた。なかでも九月下旬、獨占資本による巨額金フランの英米流出を決定的に統制する勇氣のないブルムが、「勞

働者階級の反對をおしきり、人民戦線綱領に示された保證を無視して、(T. P. 68) 財政的困難打開の途を平價切下げに求めた時*、上述の傾向は危機的様相を示しはじめた。平價切下げが必然的にインフレーションの激化による實質金の著しい低下を導くことは明らかであつたからである。勞働争議の破局的激成——だが、フランス共和国の上におおいかぶさる政治と經濟の危機に抗して働者階級の指導權を確保するためには、如何にしても社會平和の早期回復が必要であつた。そのみが中間層との同盟の擴大——共通の敵ファシズムを打倒する鍵であつた。かかる緊迫した事態はC G T幹部に更に刻期的な政治的決斷を要請した。九月二五日、平價切下げ實施を前にして開かれたC G T全國委員會は、「この手續(調停仲裁手續——引用者)に附することを一致して拒否する使用者側に對處するため、從來主張せられた調停仲裁手續よりも一層強力なものを提案する」として、遂に「強制仲裁制度をも含めた實際的・有效的」な勞働争議調停制度の創設を政府に要請したのである。(Peuple, Sept. 26, 1936) 強制仲裁制度に對するC G T四十年來の傳統的態度は今や放棄された。——しかもこの決定的轉換が、嘗つては任意仲裁をも國家權力による争議權侵害だとしていた舊C G T U系——左派幹部の、主導のもとに行はれたたことを、充分注意されねばならない。「強制仲裁制とは、運用の如何によつて、争議權を奪い彈壓をさえ可能ならしめる油斷ならぬ効果的な方法だ」(Peuple, Oct. 5, 1936)との右派幹部(Rene Bala)の警告に對する、左派の總師フランシオン(Benoit Frachon, C G T副書記長、共產黨幹部)の「若し反動的政府が政權につけば? その時には、働者階級は以前と同様に政權を奪い返すだけだ」(Peuple, Sept. 26, 1936)との應酬は、それを物語るものであらう。

* 人民戦線綱領にはこうあつた。「海外逃避資産あるいはそのフランス國內における對價の沒收にまでいたるもつとも峻嚴な手段による資本流出の統制と資本逃避の抑制」と。そして共產黨もC G Tも嚴正な爲替管理による資本流出の統制を望んで

いた。だが、財界と急進社会黨の牽制のためブルムは、資本逃避による危機を打開する途を「平價切下」に求めたのである。

では、此年六月（労働協約法案審議の際）には強制仲裁制反対の急先鋒であつたCGT左派（「共產系」）が、今や強制仲裁制要請の主導者として立現されるに至つたのは何故か。従来多くの論者はこれを、人民戦線政府のもととなるが故の國家權力に對する甘美な幻想といふ點に求めて來た。だが、それだけでは理解出來ない。何故ならば（既述した如く）、CGT四百萬の組織労働者は既に此年夏頃から、ブルム内閣社会——經濟政策の改良主義的限界と、その結果としての人民戦綱領からの逸脱の傾向とを激しく攻撃して来た筈であり、それを積極的に指導していたのは他ならない。彼等左派幹部であつたからである。それゆゑ強制仲裁制度に對するCGTの基本的立場を逆轉させた決定的動機は、更に緊迫した問題状況のなかに求められねばならないであろう。此年秋の賃金闘争をめぐる諸困難のなかにCGT幹部を最も憂慮させた人民戦線分裂の危機と、平價切下問題を契機としてのその現實的深化こそこれである。同じ事情は、工場占據に對する中間層の非難に應えてCGTが（強制仲裁制要請と前後して）、將來の工場占據と罷業破りを強制的に阻止すべく、罷業期間中當該工場を政府命令によつて閉鎖し「中立化」（neutralization）させるための立法措置を要求した^{* *}ことによつても窺はれる。春の争議以來の劃期的な罷業戦術——「工場占據」を敢えて放棄してまでも、中間層との同盟を維持し強化しなければならなかつたのである。そしてそのみが、ファシズムの危機に抗してブルム内閣の變質を阻止する唯一の保障であつた。かくてこそ我々は、強制仲裁制要請の動機は「理論的ではなく實際的考慮に基くものであつた」（XIII, p. 11）とのCGT書記長ジニオーの言葉を、當時の労働者階級の直面していた實際的課題に即して正しく理解しうるものであらう。この點はまた、平價切下が伴ふべき「補償措置」問題をめぐる共產黨の動向——急進社会黨（および社会黨中央・右派）の補償措置反對論の前に、人民

戦線政黨連合の統一を保つため共產黨が決定的な戰術的讓歩を行つたこと、^{***}によつても裏書きされるところである。

* ここでは、コルトン教授（アメリカ・デューク大學）の見解を引合ひに出しておこう。曰く「労働者は人民戦線政府下の強制仲裁に殆ど危険を感じなかつた。……そして、一般的に樂觀的な見解をとつたのである。」(Xp. 82)と。

** 猶、この「中立化」措置とならんで、賃金移動標準制 (L'echelle mobile des Salaires) 實施を要求していること。殊に、賃金移動標準制は従来 C.G.T が「實質賃金の固定化を隱蔽するもの」として反對して來たものなるに拘らず、これが今、賃金保護手段として要請されるに至つたことは、平價切下げによる實質賃金の低下と賃金闘争の激化が如何に憂慮されていたかを示すものである。(Thomas (R), L'echelle mobile des salaires, 1939, pp. 118-29, et suiv.)

*** 平價切下げによる實質賃金を補償する手段として共產黨は、さきに C.G.T が要求していた賃金移動標準制の實施を政府に迫つた。だが、中間層を基盤とする急進社會黨は、賃金移動標準制は、反つて物價騰貴の誘因とならうとして、社會黨の一部をもまきこんで反對に立つた。ここにおいて共產黨は人民戦線の統一のために、同要求を大膽に撤回したことを指す。

さて人民戦線の分裂回避といふ緊急至上の政治的課題は、労働者階級に平價切下げによる實質賃金低下の補償策としての賃金移動標準制 (L'echelle mobile des salaires) 實施など一切の經濟的補償措置要求を撤回させた。だが平價切下げと金本位制離脱が、これら一切の措置（資本の經濟活動に對する規制措置を含めて）を伴はずに實施されるとき、物價騰貴による労働者階級の相對的絶對的窮乏の深化と資本家階級の反労働者政策の強化とに、絶好の契機を與えるのは當然であらう。だが、労働争議の激化は未然に防がねばならない。それはブルム内閣にとつてもまた、資本家階級の反撃とこれに牽制された急進社會黨の動向によつて脅かされている自己の地位を安定させるために不可欠であつた。ここにおいてブルムは社會平和の強制的確保のため、物價騰貴に發する一切の紛争に對して強制仲裁を實施することを決意し、その法制化を國會に要請した。政府原案は可成り容易に國會を通過し、十月一日通貨法 (Loi Monétaire du 1er Octobre 1936) 第一五條のなかに採用された。争議仲裁と賃金調整のために強制調停仲裁手續制

定權を六ヶ月の有効期間を限つて政府に委任する旨の命令が成立したのである。それは人民戦線政府の労働爭議調整制度に對する資本案階級の全面的反撃を思ふとき、まことに大膽かつ劃期的な規定であつたといわねばならない。ところが、爭議調整の至難さの余り資本案階級に妥協しはじめていたブルムは、新しい調停仲裁手續が實效性を保障されるためには勞資の自律によつて制定し運營されるに如くはないとして、九月一三日以來マチニヨン官邸で開かれていたCGTとCGPFとの再度の會合に、「第二次マチニヨン會議」に、これの實施機構の原案作成を要求することによつて、通貨法第一五條の認める委任命令の即時制定を差控えた。だが懸念されていた賃金闘争はノール縣金屬産業の大罷業などを中心に各地に激化し、これをめぐる中間層に急進社會黨の動向は、強制仲裁制の即時實施を益々必要としはじめていた。かくて成熟した強制仲裁制度成立の必然性は、その後における第二次マチニヨン會議の推移によつて、現實性に轉化せしめられるのである。

* * * * * 急進社會黨の動向に *Le Mouvement Socialiste*, Manion (Paul), "Dufour, Reputaire au salubre public: la partie radical socialist e." *Sciences Politiques*, Dec. 1936, p. 471-60. 參照。

* * * * * 一九三六年一〇月二日通貨法第一五條第二項には、「一九三六年二月三十一日以前において一九三六年一〇一日における指数に比し生計費が著しく騰貴したときは政府は經濟會議の意見を聴取した後、參事院の命令によつて、右の騰貴の結果生じた紛争を解決するために、六ヶ月の有効期間をもつて、賃金に關する労働協約條項の作成・實施・および改正に關する強制調停仲裁手續を創設することが出来る」と定めてあつた (J.O. Oct. 1, 1936)。

三、一九三六年強制調停仲裁法の制定

さて「一九三六年一〇月一日通貨法第一五條」は、強制仲裁手續制定權を政府に委任した。だが勞資の自主的協

調を期待するブルムは、これの制定を第二次マチニョン會議の成果にまたうとした。ところがこの期待は空しくかつた。經濟的自由と所有權・財産權の擁護を楯に、労働者側の一切の要求を拒まうとする資本家階級はCGPFの反撃によつて、政府の努力が全面的に反撃されたからである。

CGPF會長ジヌーのブルム宛の一〇月一八日附書簡は、「政府が法と財産と現行契約とを労働者側に尊重せしめえない限り、新しい労働爭議調整手續に同意出来ないと述べている (Temps, Oct. 19, 1986)。當面の罷業を政府が即時拾收しない限り、如何なる交渉にも應じられないといふのである。しかもこれが、労働者階級の政治的叡智に基く爭議拾收工作が益々積極化されはじめていた時においてであることを知らねばならない。使用者側のかかる一方的態度に激昂したCGT代表はCGT提案が「反動と大企業家」の手によつて拒否されたとして、「若し彼等が反對を續けるならば政府は責任をもつて強制仲裁制の導入に當るべきである」と強調 (Temps, Oct. 18, 1986) するとともに、マチニョン會議の成功のために益々執拗かつ柔軟な努力を積極化した。その結果、九月一三日以來二ヶ月余りに互る政府と労働者の努力は、強制仲裁實施機構の原案を含む幾つかの點において實を結びはじめ、會議は一一月二六日遂に最終協定調印の運びにまで到達したのである。然るに、第一次マチニョン協定に署名したことを深く後悔していたCGPFは、最終協定の調印を理不盡にも拒絶して、調印の直前(一時間餘り前)になつて突然、會議からの脱退を宣言した^{*)}。最終協定が締結されない限り、部分的な妥協や同意などの一切が效力をもちえないことはいうまでもない。その爲にこそ彼等は突然にも會議を一方的に決裂させたのであらう。

* 労働者側のかかる態度に對して資本家側は「CGTは仲裁制度において審判官と當事者の双方の行動を意圖している」と主張して、強制仲裁制の成立を拒んだ。(Temps, Sept. 15, 1986)

* * * C G P F は、脱退理由として、(一)政府の労働争議に對する無關心さ、(二)彼等が會議の冒頭から要求していた「財産繼續議規定」が、最終協定の前文に採用されなかつたこと等をあげたが、それは脱退の眞意を語るものではなからう。(X p. 43)

かくてその期待を完全に裏切られたブルムは、遂に意を決して獨自の立場から(勿論、それはさきにマチニョンの小委員會が一應到達していた構想を骨子とするものではあつたが)、翌二七日の議會に強制調停仲裁に關する法案を提出した。それは仲裁制度をもつて一切の集團的労働紛争(ストライキおよびロックアウト)に代えんとするまことに大膽なものであつた。だが、政治的經濟的危機の深化を前にしての労働争議の爆發と勞資間の深刻な對立とに苦慮し、社會平和の急速な回復を希求していた議會には、もはやこれに對する原則的な反對の聲は少く、なかでも下院労働委員會は、政府法案を「當事者の利害を高度な國家的利益に一致せしめようとするもの」(委員長アルベル・ポラン A. Paulin の報告——Chambre, Dec. 1, 1936, Temps) 政府法案が裁可されるべきであるとさえ稱揚した。それは資本家階級の反對によつて危機に瀕している人民戦線社會に經濟政策に新しい活路を拓くものとならう。

だが萬事が好都合に行つたのではなかつた。法案審議過程の進展とともに、上院の反人民戦線派を據點とする反對派活動が積極化されはじめたからである。彼等は、法案には將來の罷業にたいする規制について政府の見解が不明確であるとし、仲裁實施によつて政府は國民經濟の諸活動をその獨占的な統制(經濟統制、勞務統制)の下に置こうとしているとまで批難した。^{*}(X p. 44) 經濟的自由に企業經營の自由・資本の秘匿には指一本をも觸れさせてはならないといふのである。更に仲裁手續の運営に参加すべき労働者代表に關してもまた、C F T C の存在を無視してこれを C G T のみ獨占させてはならないと主張された(ここで、人民戦線運動展開以來、殊に此年夏以來の C F T C の分裂主義的策動を想起する必要がある——前節参照)。更に幾つかの反對論をあげることが出来る。^{*}そしてこれら

が、「マチニョンの復讐」に狂奔する資本家階級を代表したものであつたことも、いうまでもない。

* 使用者は、雇傭解雇より生じた紛争に仲裁裁定が適用されることを恐れ、「經營權侵害」だとした。これは當時、濶々として行われていた反組合政策たる不當解雇を正常化するための努力に他ならなかつたといわれている。(XV 八七ページ)

* 反対派は、強制仲裁制定権を(實質的に)政府の手から奪ふため、仲裁人の任命権を政府に獨占させてはならないとし、仲裁人を政府関係で充ててはならないとするなど種々畫策した。(XV 八七)

これらの反対論、なかでも上院の執拗な妨害と反対に業を煮やしたブルムは、遂に一二月二七日、産業平和回復のために最も必要なこれらの調停仲裁制度を否定する反対派の非を難詰し、「我々は産業平和の回復を希望するが故に、……フランス國內の産業平和こそが今日の世界平和の重要な條件となつてゐるが故に、」強制仲裁制度の確立が不可避であるとの強硬な意志表示を行つた。戦争か平和か。この決定的危機を前にしては上院もまた徒らな反対派活動を續行しえず、その結果、原案上提以來三四日目の一二月三十一日、遂に新しい調停仲裁法——強制調停仲裁法が、有効期間を六ヶ月(次期通常國會開會の日まで)に限るといふ條件つきで兩院を通過するに至つた。「集團的労働紛争の調停仲裁に關する一九三六年一二月三十一日法」が成立したのである。

* 上院は、一九三六年以前に選舉されてゐた爲、政府は過半数の支持をえていなかつた。ブルム内閣に對する上院の牽制について *Mr. Rogers, Lindsay, "Mr. Blum and the French Senate," Political Science Quarterly, III (1937), p. 321-39 參照。*

ところで同法は、凡ての集團的労働紛争を争議行為(ストライキおよびロックアウト)に先立つて調停仲裁手續に強制的に附托させるための原則を定めるもので、調停機關の設置については同法に基いて出さるべき政府命令に譲られていた。そして政府命令が翌年一月一六日に制定されたとき、フランス労働政策史上はじめての強制仲裁制度が労働者階級の支持のもとに成立するに至つたのである。

* 成文法に基く強制仲裁實施について「はじめて」といふ。第一次大戦中に軍事産業の罷業禁止のため、政府命令によつて、戦時労働政策の一環として強制仲裁が一時實施されたことがあるから。

四、強制仲裁制度成立の意義と展望

かくて強制仲裁制度は成立した。一切の労働争議は、當事者間の労働協約が調停仲裁手續を定められているときは協約の手續に従い、然らざるときは凡て國家の定める調停仲裁手續に附托されねばならないこととなつた。この手續は既に發生している争議に對しても適用され、その場合當事者は調停仲裁手續の開始と同時に復業および企業再開の義務を負うべく定められた。因みに、「仲裁は當事者双方の權利すなはち、財産權、團結權、個人の自由、労働の自由、團結の自由を尊重し、雇傭の場所において協調の雰圍氣を醸成する如き公正な労働諸條件の確立を目的とし」、その裁定は上訴を許されず拘束力を有する。すなはち、調停仲裁實施による勞資協調の強制的確保をもつて一切の労働争議に代えんとするのである。まことにフランス勞資關係において劃期的かつ極めて大膽な措置であつたといはねばならない。^{*}しかもこれが、従來一貫して労働基本權たる團結罷業權を守るために此制度成立に反對しつづけて來た労働者階級(CGT)によつて、要請されたという事實のなかにこそ、ブルム内閣労働政策の全體系において占める強制仲裁法の意義と役割を見出すべきであらう。

* 勿論、フランスにこれまで強制仲裁實施の企圖がなかつたというのではない。フランス最初の労働争議調立法たる一八九二年法に基く任意調停制度の不振を克服するため、一九〇〇年のワルデック・ルソー法案(ストライキの開始には労働者の秘密投票を要するとの規定)以來、一九一〇年のブリアン法案、一九二〇年のミラン法案、一九二五年のデュラフー法案などが交々提出された。これらが成立しなかつたことはいふまでもない。猶、法案の詳細については Augier, (P) Arbitrage et Str-

ralinage dans les Conflits Collectifs du Travail pp. 11-19 参照。

既に述べた如くCGTの要請は、資本家階級の反撃と争議の激化との結果、労働者と中間層との間の同盟にヒビが入りはじめたことに對する自己防衛に、しかも自己犠牲に基くものであつた。フランスムの危機と資本の攻撃に抗して人民戦線の結束を守るためには、労働者階級は如何なる犠牲をも惜しんではならなかつたからである。まことに人民戦線とは大衆の果進的向上であり、社會平和の強制であつた。だが同時に、このCGT要請が、既に變質しはじめていたとはいへ人民戦線政府ブルム内閣のもとなるが故に、自らに有利な仲裁裁定を確保しようとの安堵感によつて支えられていたことも疑えない。労働者階級は、自己に有利な裁定を使用者側に強制することによつて、争議行爲に訴えることなく労働條件の維持改善を圖ろうとしたのだともいえよう。^{*}かくて新しい調停仲裁法制定の意義は、政府にとつてもまた、第一には社會平和の強制的確保、第二には人民戦線労働政策の危機打開策、その執行の強制的確保という點にかかつていたとはいはねばならない。

* 社會黨機關誌「人民」の一九三六年一月二日號が「強制仲裁法案は社會化への第一歩である」と述べたことはこれを裏書きするものにあらう。(Le Populaire, Dec. 2, 1936)

然らば、かかるものとして制定された強制仲裁法はよくその实效性を保障されえたとであらうか。それには法の運用の具體的過程を見なければならぬ。ここでは紙數の制約上、二年後の一九三九年初頭以來の主要労働組合の強制仲裁制度に對する態度を示して分析に代えよう。一九三六年法はその後二、三度の「改正」を受けて一九三九年に至る。そして一九三九年早春のCGTノール縣支部(Union départementale du Nord, C. G. T.)の聲明は言う。「強制仲裁法は當初は満足すべきものでもあり有用であつたが、労働者の同意なしの改正により、その性質を變化させた

……」と。強制仲裁制度が労働組合運動弾壓の武器になりはじめたとの聲は隨所にたかまつた。それは此年七月の出版労働組合 (Fédération du Livre) 大會において強制仲裁法撤廢の要求にまで昂まつた。強制仲裁制度の發起人もいろいろきこつたが、今や強制仲裁法撤廢の狼煙を上げたのである。この事情こそ強制仲裁制度の軌跡とその本質を示すものではなからうか。だがこれらの點についての考察は別稿に譲らなければならぬ。

主要参考文献

(本文中に「」を記載することの煩をさけるため、ここに主要な参考文献を一括した。なお、書名のあとに「」の括弧内のローマ数字は、本文中記載の文獻符號を示すものとする。

- 政治經濟通稱 Thorez (M.), *Fils du Peuple*, 1949. (邦譯「國民文庫」北原譯) (I). *Stegfried (A.) Tableau des Partis en France*, 1933. (II). *Bethheim (Ch.), Bilan de l'économie française (1919-1946)*, 1947. (III). *Bouju (P. M.) et Dubois (H.), La Troisième République*, 1952. (IV). 横用地区民「トランス—人民戦線」機關と大衆指導」(年報政治學・一九五五年) (V) 労働運動通稱 Rénans (J.), *Syndicalisme français*, 1948. (VI). *Louis (P.), Histoire du mouvement syndical en France*, tome 2 (1918-1948), 1948. (VII). *Lefranc (G.), Syndicalisme en France*, 1952. (VIII). *Ehrmann, H. W., French Labor from Popular Front to Liberation*, 1949. (IX). (邦譯「秋山譯」「トランス労働運動史」明玄書房、昭和28年)
- 強制仲裁制度の發 曹隆, J., *Compulsory Labor Arbitration in France, 1936-1939, 1951.* (X). *Lyon-Caen (G.), Manuel de Droit du Travail et de la sécurité sociale*, 1955. (XI). *I. L. O., The Conciliation and Arbitration of Industrial Disputes*, 1927. (XII). *Jouhaux (L.), L'arbitrage obligatoire*, 1937. (XIII). *Coblentz-Bonveret, (M.), L'arbitrage obligatoire*, 1939. (XIV). 外尾健一氏「トランスにおける強制仲裁制度」(トランス No. 47). (XV)